

○草津市図書館協議会規則

平成23年4月1日
教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立図書館設置条例(昭和58年草津市条例第15号)第3条の規定に基づき設置する草津市図書館協議会(以下「協議会」という。)の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第2条 協議会に会長および副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長および副会長の任期は2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、草津市立図書館において行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。